四　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百八号
(三)　道路の区域

区間		敷地の幅員		延長	備考
		後	前		
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺字一本黒木から同県神埼郡吉野ヶ里町大字田手字二本黒木まで	後	一二・六メートル	一二・〇メートル	九五・〇キロメートル	上関係記載の地図Aの面及び区間Bは、いずれも分表を示す。
	前	一二・〇メートル	一二・〇メートル	九五・〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十五日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用を開始する区間	図面縦覧場所
一般国道二百八号	豊前市大字八屋二一〇番一から同市大字八屋四九六番四まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十五日

その関係図面は、平成二十九年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

国会事項

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成十八年三月三十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「。以下同じ」を削り、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

附則第三項の表中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附則第四項中「及び前項」を削り、同項を附則第五項とする。

附則第六項中「及び第四項」を削り、「同日における給料月額」とあるのは「同日における給料月額」とあるのは、「附則第四項中「施行日の前日における給料月額」とあるのは「秘書としての引き続き在職している場合に施行日の前日において受けるべき給料月額」と」を削り、同項を附則第五項とする。

附　則

この規程は、平成三十年一月一日から施行する。

官庁報告

法　務

判決

被告人Ａに対する児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反，強制わいせつ，犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件について，平成29年11月29日大法廷において次のような判決があった。(最高裁判所)

平成２８年（あ）第１７３１号

判　　決

被告人　Ａ

上記の者に対する児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反，強制わいせつ，犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件について，平成28年10月27日大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し，被告人から上告の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中280日を本刑に算入する。

理　　由

１　弁護人松木俊明，同園田寿の各上告趣意，同奥村徹の上告趣意のうち最高裁昭和43年（あ）第95号同45年１月29日第一小法廷判決・刑集24巻１号１頁（以下「昭和45年判例」という。）を引用して判例違反，法令違反をいう点について

⑴　第１審判決判示第１の１の犯罪事実の要旨は，「被告人は，被害者が13歳未満の女子であることを知りながら，被害者に対し，被告人の陰茎を触らせ，口にくわえさせ，被害者の陰部を触るなどのわいせつな行為をした。」というものである。

原判決は，自己の性欲を刺激興奮させ，満足させる意図はなく，金銭目的であったという被告人の弁解が排斥できず，被告人に性的意図があったと認定するには合理的な疑いが残るとした第１審判決の事実認定を是認した上で，客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされ，行為者がその旨認識していれば，強制わいせつ罪が成立し，行為者の性的意図の有無は同罪の成立に影響を及ぼすものではないとして，昭和45年判例を現時点において維持するのは相当でないと説示し，上記第１の１の犯罪事実を認定した第１審判決を是認した。

⑵　所論は，原判決が，平成29年法律第72号による改正前の刑法176条（以下単に「刑法176条」という。）の解釈適用を誤り，強制わいせつ罪が成立するためには，その行為が犯人の性欲を刺激興奮させ又は満足させるという性的意図のもとに行われることを要するとした昭和45年判例と相反する判断をしたと主張するので，この点について，検討する。

⑶　昭和45年判例は，被害者の裸体写真を撮って仕返しをしようとの考えで，脅迫により畏怖している被害者を裸体にさせて写真撮影をしたとの事実につき，平成７年法律第91号による改正前の刑法176条前段の強制わいせつ罪に当たるとした第１審判決を是認した原判決に対する上告事件において，「刑法176条前段のいわゆる強制わいせつ罪が成立するためには，その行為が犯人の性欲を刺戟興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行なわれることを要し，婦女を脅迫し裸にして撮影する行為であっても，これが専らその婦女に報復し，または，これを侮辱し，虐待する目的に出たときは，強要罪その他の罪を構成するのは格別，強制わいせつの罪は成立しないものというべきである」と判示し，「性欲を刺戟興奮させ，または満足させる等の性的意図がなくても強制わいせつ罪が成立するとした第１審判決および原判決は，ともに刑法176条の解釈適用を誤ったものである」として，原判決を破棄したものである。

⑷　しかしながら，昭和45年判例の示した上記解釈は維持し難いというべきである。

ア　現行刑法が制定されてから現在に至るまで，法文上強制わいせつ罪の成立要件として性的意図といった故意以外の行為者の主観的事情を求める趣旨の文言が規定されたことはなく，強制わいせつ罪について，行為者自身の性欲を刺激興奮させたか否かは何ら同罪の成立に影響を及ぼすものではないとの有力な見解も従前から主張されていた。これに対し，昭和45年判例は，強制わいせつ罪の成立に性的意図を要するとし，性的意図がない場合には，強要罪等の成立があり得る旨判示しているところ，性的意図の有無によって，強制わいせつ罪（当時の法定刑は６月以上７年以下の懲役）が成立するか，法定刑の軽い強要罪（法定刑は３年以下の懲役）等が成立するにとどまるかの結論を異にすべき理由を明らかにしていない。また，同判例は，強制わいせつ罪の加重類型と解される強姦罪の成立には故意以外の行為者の主観的事情を要しないと一貫して解されてきたこととの整合性に関する説明も特段付していない。

元来，性的な被害に係る犯罪規定あるいはその解釈には，社会の受け止め方を踏まえなければ，処罰対象を適切に決することができないという特質があると考えられる。諸外国においても，昭和45年（1970年）以降，性的な被害に係る犯罪規定の改正が各国の実情に応じて行われており，我が国の昭和45年当時の学説に影響を与えていたと指摘されることがあるドイツにおいても，累次の法改正により，既に構成要件の基本部分が改められるなどしている。こうした立法の動きは，性的な被害に係る犯罪規定がその時代の各国における性的な被害の実態とそれに対する社会の意識の変化に対応していることを示すものといえる。